

2025年7月12日

有限会社 朝日屋
代表取締役 境野智章

取引適正化・料金透明化に向けた取組宣言

有限会社朝日屋では、今般、液化石油ガス法の改正省令が発令されたことに伴い、適正な取引に関する取組みについての宣言を行い、お客様の信頼にお答えできるよう引き続き法令の遵守及びサービスの提供に努めてまいります。

<取組み内容>

過大な営業行為の制限（2024年7月2日施行）

不動産・建築関係者等に対し、設備貸与や紹介料などの形で過大な利益供与を行うなどの営業行為を抑制するため、次の措置を講じます

- 1, 正常な商慣習を超えた利益供与は行いません。
- 2, お客様の事業者選択を制限するような契約の締結は行いません。
- 3, お取引先等からの本取組内容の趣旨に反する要請があった場合もこれに応じません。
また、要請があった場合、速やかに経済産業省及び関係省庁へ通報いたします。

L P ガス料金等の情報提供（2024年7月2日施行）

L P ガス料金等の情報提供について、不動産オーナー、管理会社仲介業者等と連携し、事前にL P ガス料金を提示できるよう、努めます。

また、入居希望者から直接要請があった場合のL P ガス料金等の情報を提供いたします。

三部料金制の徹底（2025年4月2日施行）

消費者に不透明な形で、L P ガスとは関係ない費用等がL P ガス料金として計上されることがないように、次の項目からなる三部料金制を導入し、L P ガス料金の透明化を図ります。

- 1, 基本料金 ガス使用量に関係なく、毎月発生する料金。
- 2, 従量料金 ガス使用量に応じて発生する料金
- 3, 設備利用料金 ガス消費機器等を借用した場合に発生する料金
賃貸住宅に新たに入居される方には発生いたしません。